

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 提案理由

健康保険法施行令の改正に準じ、出産育児一時金の基本額を増額するため。

2 改正内容

出産育児一時金の基本額を 408,000 円から 488,000 円に増額する（下図参照）。

※産科医療補償制度の掛金相当額は、12,000 円から変更なし。

※産科医療補償制度の加算対象となる場合の支給額は、420,000 円から 500,000 円に増額となる。

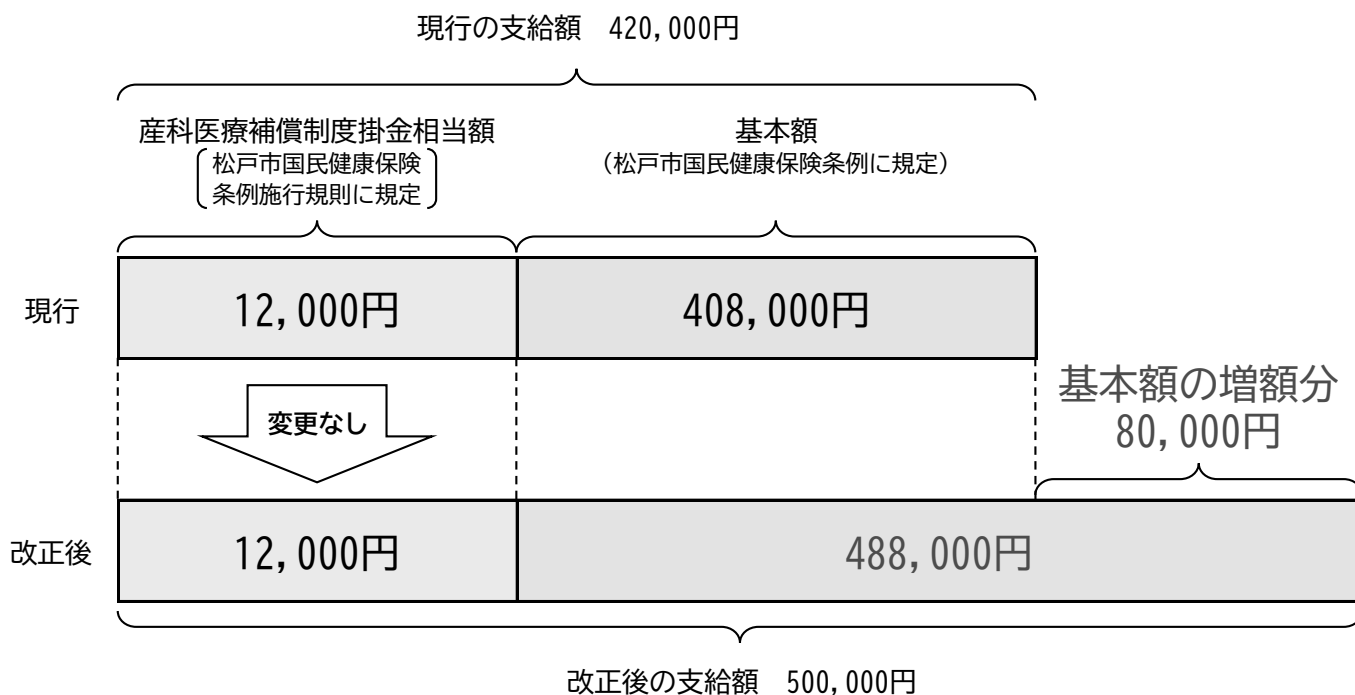


図1 出産育児一時金の改正

3 施行期日

令和5年4月1日